

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：前田建設工業株式会社
- 業者の住所：東京都千代田区富士見2－10－2
- 2 指名停止措置期間：令和8年8月10日から同年9月9日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 前田建設工業株式会社の社員は、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の一般競争入札を巡り、自社側が有利になる評価基準案を同市幹部に採用させるよう働きかける見返りとして、同市市議に現金6000万円を供与したものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	